

# 社会福祉法人らっく

## 平成 27 年度 事業計画

### I 基本方針

理事長 鈴木純恵

私たちは、希望すればどなたでも当施設を利用できることを原則に運営してきました。しかし利用者の増加で、現在の施設では定員数を超えてしまう状況が生じています。平成 24 年 4 月から 26 年 3 月までの中長期 3 ヶ年計画に従い、今年度内に施設を増設し利用者の期待に応えていきます。そのために、組織体制の見直しを行い、サービスの質を落とすことなく事業の拡張を図っていきます。

同時に、福祉サービスは人の力で成り立ちます。職員が働き甲斐が持てるように、現在の給与水準を確保しつつ給与体系を見直します。そのためより一層の経営基盤の強化を図ります。

社会福祉法人の役割が厳しく問われ、社会貢献を義務付けする動きもあります。職員一人一人が社会福祉法人の役割を意識し、福祉の拠点として地域に無くてはならない施設づくりを目指します。

また、丁寧に利用者本位の支援を行なうなかで制度に乗らない支援も多々あります。例えば、障害者雇用で働き、最低賃金を得て生活していても、ぎりぎりの生活費です。もし風邪で寝込んだ場合、即、生活が成り立たなくなります。このような時に無利子で貸付できるように準備しています。このような生活保障のセーフティ機能を他の支援機関と協力して広げ、小さな、必要なことから社会貢献を実践していきます。

精神障がい者の雇用は社会的にも受け入れられ易くなり、雇用率が伸びている中で利用者からの期待も大きなものがあります。引き続き就労支援事業に積極的に取り組み、障害特性を見極めて就労を支援し、成果を上げていきます。

特に発達障害の利用者が増加する中で、発達障害の勉強会や研究会を開き支援の方法論を確立するため努力していきます。対外的にも専門的な力を持つ施設として認知していただき、利用者には選ばれる施設となるよう努力します。

地球温暖化による異常気象で、地震や火災のみならず各地に竜巻や突風等の被害が生じています。またスーパー台風等の特別警戒が出された時のマニュアル作成を行い利用者のより一層の安全を図ります。

地域の方々にチャリティショップを利用される方が年々増加しています。「リサイクル・リユース」をモットーに、より一層地域に社会に認知していただくための、らっく 2 号店(くれあ)を開設して軌道に乗せるための販売戦略を構築します。

## 今年度重点計画

1. 組織編成を行い、新施設開設への移行を効率よく行います。
2. 業務分掌規程を作成し、組織の円滑な運営を図ります。
3. チャリティショップの寄付の受け入れや販売戦略に力を入れます。
4. 防災対策を見直し利用者の安全を計ります。

## Ⅱ 法人運営

### 1 基本理念

障がいを持っていても、「楽しく」「こころ豊かに」生きる事、「人それぞれに」認め合い、お互いを尊重して共に働き、生活することを目指し、精神障がいに特化した、質の良い福祉サービスを提供します。

### 2 基本方針

- ・ (利用者の尊重)  
利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・ (自立支援)  
利用者の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような支援をします。
- ・ (安心した生活)  
利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- ・ (地域との連携)  
地域資源の活用や地域住民等と連携した、質の良い福祉サービスを提供します。

### 3 法人組織及び予定

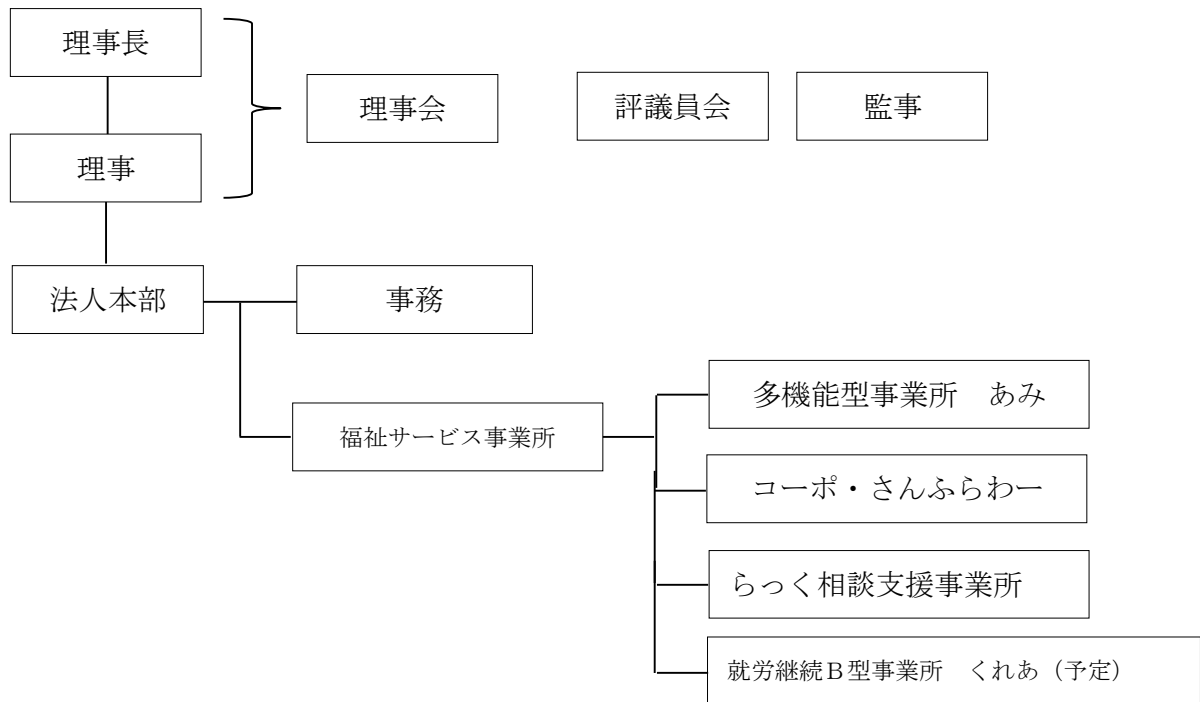
- 1) 平成 27 年度理事会・評議員会開催予定

平成 27 年 5 月 23 日 (土)

平成 27 年 10 月 17 日 (土)

平成 28 年 3 月 26 日 (土)

## 2) 法人組織図



## 4 社会福祉法人 組織図 (福祉サービス事業)

組織図 別表 1

### 1) 各プロジェクト

- ・新施設開設準備
- ・工賃アップ
- ・発達障害研究

### 2) 法人本部に事務長職を設ける。

## III 各事業計画

### 1 就労移行支援 (定員 20 名)

#### 重点計画

①障害特性を把握し積極的に就労支援を行い、特に発達障害の専門性を深めながら就労支援を行います。

②今年度から就労経験のない人等が直接就労B事業を利用できない事で、就労移行支援事業で評価することが求められます。そのための利用者を受け入れるよう準備します。

2年間の期限内で、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向

上のために必要な訓練を行います。

他機関の協力を得て、職場開拓や定着支援を行っていきます。

## 2 就労継続B（定員 30 名）

### 重点計画

- ①障害特性に合ったきめ細かな支援を行います。
- ②利用者が多くなっているため、支援に満足していただけるよう気配りや声掛けを行います。

生産活動、その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、生産活動をとおして生きがいを持てるように支援します。

## 3 生活介護（定員 10 名）

### 重点計画

- ①身体の障害を合わせ持っている利用者があるので事故がないように安全に注意します。
- ②生産活動を増やし、より満足していただけるように工夫します。

基礎体力が付き、規則的な生活が送れるよう支援します。生産活動や創造的活動の機会を提供し、生活能力向上のための支援を行います。

重度の精神障害や他の障害を併せ持った方、また難病の方が利用しており、特に安全面に配慮して支援します。

## 4 共同生活援助(定員 11 名 サテライト型 2 名を含む)

### 重点計画

- ①余暇活動を行い、楽しく生活できるように工夫します。
- ②防災意識を高めるために、状況に応じて対応できるように普段から話し合いをします。

住み慣れた地域で、安全で安心な住環境を提供し、主に夜間に必要な生活上の介護や相談支援を行います。

## 5 短期入所（定員 1 名）

### 重点計画

長期入院患者のための地域移行に協力します。

## IV 職員研修計画

### 重点計画

- ①就労支援の成果をまとめて分析し、より効果的な支援ができるようにします。
- ②発達障害に対する専門的な力を身につけ支援に対する方法論をまとめます。

### 1 体系の基本的な考え方

らっくは精神障がい者の自立を総合的に支援する社会福祉法人として、「選ばれるサービス提供者」として求められるために、質の良い福祉サービスを提供します。その核となる人材育成をめざす教育研修体系を整備し、地域の信頼を獲得し、福祉社会の充実・発展に貢献できるよう、職員の専門性の向上に力点をおき、同時に障がい者が、働きがいや生きがいを持てるよう職場環境を整えるなど業務の必要に対応した研修体系を構築することとします。

### 2 研修の3本柱

社会福祉法人の職員としてプライドを持って働く事ができるよう「法人職員としての心構え、利用者の接遇等」の教育を共通土台とします。その上に「相談支援・コーチング・介護・援助の専門知識」の力を伸ばす教育を行います。また障がい者の社会参加の訓練の場として、働きやすい工夫を行い、働く力を伸ばす環境を作ります。その結果が工賃に繋がるようにします。

就労支援施設の中で重要な役割を担う、職業指導員や、生活支援員、就労移行支援員は、まだ役割や身分が不確定です。専門職として何が必要か根拠を明確にし、実践しながら学び合い模索し模擬的な社会である「訓練環境」を整えます。

### 3 研修体系図

別表 2

### 4 研修体系

#### 1) 内部研修

##### ①共通項目

社会福祉法人らっくの組織の一員として身につけておくべき知識と技術を習得することを目的とする。

- ・ 基本理念・方針の理解
- ・ 利用者の接遇
- ・ 個人情報の管理
- ・ 人権擁護について
- ・ 病気（障がい）について
- ・ 職場マナー
- ・ 障害者総合支援法の給付及び法人会計の流れ

## ②利用者の個別支援の実施

個別支援計画に基づいて必要な支援を行えるよう、必要な評価を行う等の知識と技術を習得することを目的とする。

- ・各部門での計画に則った支援ができる
- ・各部門での計画策定の為の評価ができる
- ・他機関との連携がとれる
- ・就労実習支援ができる
- ・ケースのスーパービジョン

## ③訓練環境

- ・利用者の力が発揮できる為の手順書の作成
- ・工程の見直し等、らっく内の職場の環境調整を行う
- ・ビジネスマナーのモデルとしての役割

## 2) 外部研修

①法人として必要な知識、スキルの習得を目的とし、職種・資格別に必要に応じて施設長が派遣する。

相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者研修など。

## ②自己啓発

職員が自らの時間を使い、自主的に取り組む職務遂行能力向上に向けての努力（資格取得・通信教育受講・外部セミナー参加・学会発表等）について、これを奨励するとともに業務に支障のない範囲で勤務調整等の支援を行う。

# V 利用者支援

各担当

## 1 支援方針

「作業は利用者中心」「仕事ができないのは支援者の問題」「運営にも主体的に関わっていただく」この基本の方針で利用者を支援し、利用者も職員も共に成長していくための具体的な方略をより良く整えていきます。

## 2 支援組織図

### 1) 就労支援組織

別表 3

### 3 各部門の計画

#### 重点計画

- ①部門をグルーピングして、その中でのローテーション等を検討し協力体制をつくります。
- ②職員の個別性に配慮しながらも、指導内容、支援内容の一貫性を確保します。

#### 1) キッチン部門

##### ①課題

就労移行支援事業の利用者が多い。利用者の卒業後等、人員不足になってしまった時に、フォローする職員のローテーション体制をつくる。

##### ②目標

人員の少ない時の利用者の動き、それをカバーする職員の動き方など、利用者の人数に影響されない工夫をする。

##### ③工賃アップ

- ・お弁当やお持ち帰り商品を増やす。
- ・適正原価の見直しをする。

#### 2) フロアー部門

##### ①課題

フロアー部門の特性から、臨機応変な対応が多いが、より使いやすく、確認しやすい工程表・手順書・資料を作成する。

##### ②目標

手順書でフロアー接客の指針を明示し、大枠の中で指導できるようにする。

##### ③工賃アップ

- ・お客様からのイメージの向上に努める。
- ・他部門やチラシ班と連携し、試食やイベント内容の提案等、積極的に売上に繋がる事を実行していく。

#### 3) デザート部門

##### ①課題

作業工程にスキルを要求されるものも多く、失敗を恐れてしまうので、支援に工夫が必要。

##### ②目標

- ・失敗を恐れずに、安心感を持って、新しい作業や難しい作業にトライできる仕組みをつくる。  
(動画を利用したり、本番に入る前のお試しコースを作る)

### ③工賃アップ

- ・お持ち帰りメニューの充実
- ・無駄を少なくする為の工夫をする

## 4) PC・オークション部門

### ①課題

部門として業務遂行の難易度が高く、業務内容が煩雑なので事前の打ち合わせを定型化する等、担当者の負担を軽減する。

### ②目標

オークションと PC の垣根を払い、PC 業務内にオークションを位置付ける。

## 5) 洗濯 部門

### ①課題

チェックリストの使用法等、徹底できず不明瞭な部分がある。チェックリスト等整備し、利用者が主体的に動ける状況を確立する。

### ②目標

チェックリスト、手順書、他必要資料の見直し、整理を行う。

## 6) サポート部門

### ①課題

軽作業を希望する利用者が増えてきているので、希望に応えられるように、作業量を確保する。

### ②目標

- ・チャリティの商品の仕分け班がある間は、仕分け班と軽作業を同時に稼働させ、作業量を確保する。
- ・利用者の希望や、運動の必要性から、チラシ配りなど外出を伴うような動きをつくっていく。

## 7) チャリティ部門

### ①課題

2号店を踏まえた流れを考える。

寄付受け入れ→仕分け→値付け→商品発注→納品→品出しまでの一連の流れを確定し、倉庫が離れた状況での物の流れを想定した動きをしていく。

### ②目標

新店舗の動きを考慮しながら、利用者が主体的に動ける仕組みを作る。



## VI コーポ さんふらわー

### 重点計画

- ①余暇活動を充実させ、趣味や楽しみの時間を持ち、より生活を豊かにできるよう支援する。
- ②個々に見合った、自立した生活を行うことができるように支援する。

共同生活援助担当

### 年間行事

	行事名	備考
4月	お花見（食事会）	
7月	地域夏祭り参加	
8月	納涼祭（食事会）	
10・11月	日帰り旅行	
12月	クリスマス会	
2月	節分（食事会）	
3月	ひな祭り（食事会）	

### 月間行事

第3木曜日	お楽しみ食事会（夕食）
-------	-------------

### 隔月間行事

第4火曜日	健康講座「めぞそう、健康生活！！」
-------	-------------------

### 週間行事

水曜日（夕食後）	お楽しみ会（カラオケ・ゲーム等）
木曜日 (16:30～17:00)	ヨガ教室

### 隔週行事

パソコン教室・散歩
-----------

## Ⅶ らっく相談支援事業所 事業計画

### 重点計画

- ① らっくの4人の相談員が協力し、ニーズに応えられる相談支援体制を構築する。
- ② 相談支援を行う事により、利用者の福祉サービスの幅の広がりや社会資源の活用等の検証を行う。

相談支援担当

らっく相談支援事業所は障害福祉サービス利用時に作成が必須となるサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを主業務とする事業である。そのほか、日々の相談を通じて福祉サービス利用の調整や他機関との連携を行っている。

### 1 計画相談を取り巻く背景

平成26年度中に福祉サービス利用の全利用者に計画相談支援を行なうという、相模原市の計画相談支援の取組方針の下、官民協力して計画相談の作成が進んできており、平成26年12月末時点で、セルフプランを含まない計画作成達成率は48.3%となっている。

国からも計画相談について、平成27年3月末までの猶予期間を延長しない方針を出してきており、平成27年度からは福祉サービスを利用する全ての障害者にはサービス等利用計画の作成が必須となった。

しかしながら、相模原市に限らず、相談支援事業所と業務を担う相談支援専門員の数が足りず、現状では全受給者に計画を作成することが難しいという自治体も多く、国からは「暫定計画」を認める旨も合わせて示され、相模原市でも平成27年度においては、通常の計画相談とセルフプランの間に位置づける暫定計画の作成が認められている。

### 2 平成27年度事業方針と目標

昨年度と同様、らっくの利用者を優先して計画作成に取り組むこととする。就労移行支援・就労継続支援B型の支給決定が1年間であることから、昨年度に引き続き既存利用者は当年度も更新のための計画作成が必要となっている。

就労などで退所した方は計画相談も終結するため、現在のらっく利用者のうち受給者証の更新をしない方もおり、平成27年度は以下のような内訳で数値目標を設定する。

#### <平成27年度目標>

新規・更新作成件数	150件	平成27年度更新見込み 約75名 らっく新規希望者 月3名 らっく以外新規・更新 月3名
モニタリング件数	375件	新規・更新件数×2.5件

なお、平成 27 年度について認められている「暫定計画」については、当年度限りの扱いであるため、当事業所としては全てを正式な形での計画作成をしていくこととする。

相談支援従事者初任者研修については、平成 26 年度までに 4 名が受講して相談支援専門員の資格を得たため、数的には十分と判断して平成 27 年度は受講しない方針である。

### 3 課題

新規依頼は件数見込みが読めず、月によって作成件数のバラつきが生じてしまうため、混雑してしまう月には対応が遅れてしまうことがあるため、らっくの既存利用者で更新が必要な方については、なるべく専従相談員ではなく、あみと兼務の相談員に対応をしてもらうことで更新に合わせて遅滞なく作成を進める。

らっくの新規利用希望者は、計画作成を早めても認定調査の関係で、支給決定が遅れることもあるため、申請事務の進捗を確認しながら無駄のないスケジュール管理で計画作成を進めていく。作成件数に応じてモニタリング件数も増えていくため、月平均すると 30 件以上を実施しなければならなくなるため、特にらっく利用者の実施分については、他の職員の協力も仰いで省力化に努めていく。

## Ⅶ 新施設（くれあ）事業

### 1 目的

- ①就労継続 B 事業の利用者が多く、利用希望に答える。
- ②チャリティショップ（リサイクル・リユース）で、地域に役立ち、喜んでいただけるお店にする。

### 2 内容

- ・チャリティショップの運営をする。
- ・喫茶コーナーを設け、地域交流を図り、地域に開かれた施設を目指す。

### 3 運営

#### ①事業内容

就労継続 B 事業	20 名
共同生活援助事業	5 名

#### ②職員

- ・就労継続 B 事業 3 名（うち常勤 2 名）
  - サービス管理責任者 常勤 1 名
  - 就労支援員 常勤 1 名
  - 生活支援員 非常勤 1 名
- ・共同生活援助事業事業（4 名）

サービス管理責任者 非常勤・兼務 1名  
世話人 非常勤 2名  
生活支援員 非常勤 0.5名

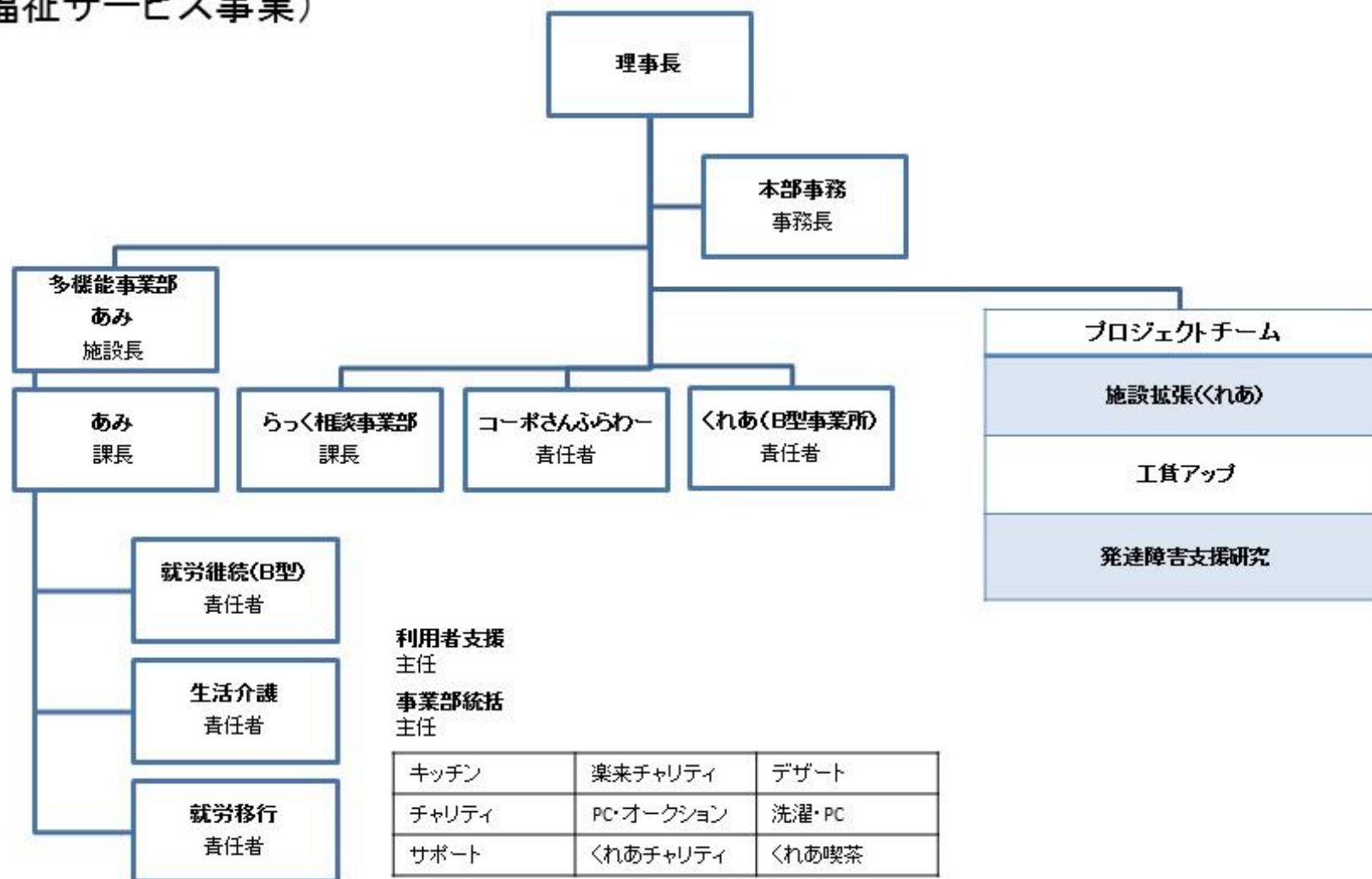
- 4 チャリティショップ拡張（くれあ）経過報告 別紙  
中長期3か年計画（平成24年4月1日～平成27年3月31日）

## VIII その他

- 1 外部からの研修生・実習生を積極的に受け入れます。
- 2 年2回の防災訓練を行うほかに、防災マニュアルの徹底周知と非常時に利用者との安否確認についての連絡方法を確認します。

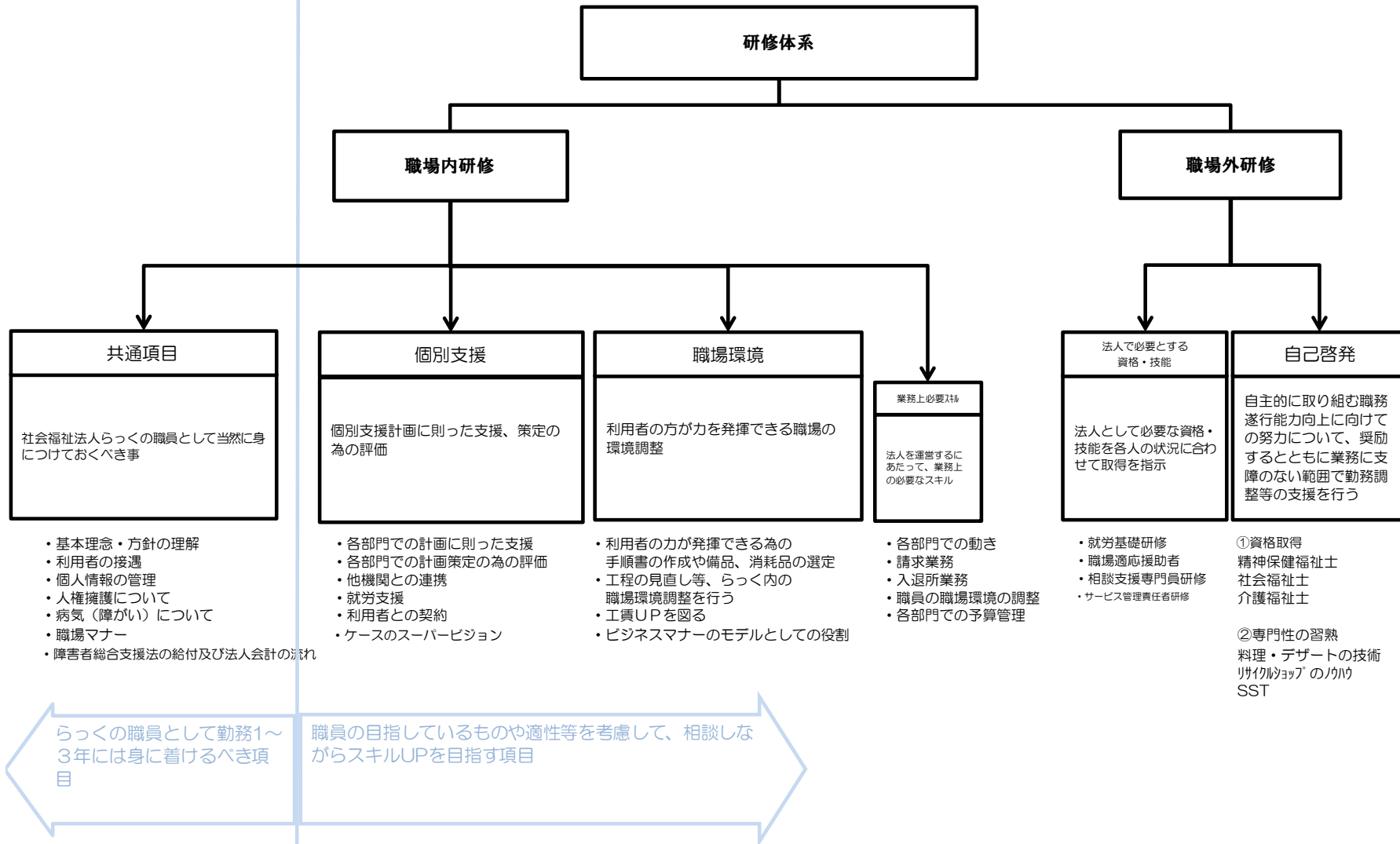
社会福祉法人らっく 組織図  
(福祉サービス事業)

別表1



# 社会福祉法人らっく 研修体系図

別表 2



# 8部門を運用



フロア部門



キッチン部門



PC・事務作業部門



ネットオークション部門



チャリティショップ部門



デザート部門



サポート部門



洗濯部門

## 「くれあ」開所までの流れ（発注方法等）について

## 1 進捗等

新事業所「くれあ」については、平成26年12月に相模原市障害福祉サービス課において本件事業計画について了承をいただき、現在、相模原市開発調整課において、建設予定地の開発許可に係る審査に付されているところです。また、事業資金については（独）福祉医療機構から融資を受ける予定です。融資につき内定が得られ次第、建設業者と工事請負契約を締結する予定です。

「くれあ」は建築物としては比較的小規模であることから、鉄筋コンクリート構造の建築物を建設しようとした場合、コストが割高になってしまうという問題がありました。そのため、鉄筋コンクリート構造の建築物と同等の耐火性能や耐久性を有するプレハブメーカーを選定することで、コストメリットが見込め、耐火性能や耐久性をある程度維持しつつ予算上の問題をクリアすることができると思っています。

※ プレハブ建築とは、工場で製造した建設部材を建設現場で組み立てるという方式で建築する建築物で、耐久性等の高さに比して建築コストを抑制できるというメリットがあります。国内の代表的なプレハブメーカーは旭化成ホームズやセキスイハイムなどです。プレハブメーカーは大規模な生産設備を有しています。（プレハブ建築協会 HP 参照）

## 2 発注方法

## (1) 経理規程

らっく経理規程に基づき、工事請負契約の相手方につきましては一般競争入札又は指名競争入札により決定することとされています（らっく経理規程第65及び66条）。そして指名競争入札については、合理的な理由があると認められる一定の場合に限定されています（第66条（1）ないし（3））。

## (2) 相模原市指導監査課への問い合わせ結果

入札の実施方法について相模原市に問い合わせたところ以下のような回答が得られました。

「必ずしも一般競争入札によらなければならないものではなく、合理的な理由があれば指名競争入札によることも認められる。らっく経理規程に照らし『契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合』（第66条（2））に該当するとも考えられるが、いずれにしても理事会の決議により判断して欲し



い」旨の見解をいただきました。

(3) 方針（案）

次の理由により、3社ないし4社程度のプレハブメーカーによる指名競争入札としたい。

予算上の制約により、一定の耐火性能や耐久性を鉄筋コンクリート構造の建築物と同等に維持するためにはプレハブメーカーを選定するのがより適切な選択であると考えられます。

また、プレハブメーカーを選定する場合、国内において主要プレハブメーカーは数社であることから、一般競争入札に付した場合のメリットは限定的と考えられます。他方、一般競争入札に付するためには、統一仕様書の策定や、入札公告等の所定の手続き、入札内容の精査等の技術的、事務的負担は大きいと予想されます。

各社各様に有用な技術的な特性はあると考えられますが、技術力や実績に大きな差はないと考えられることから、プレハブメーカーのうち任意に選定した3社ないし4社による入札で価格競争を行わせるのが、建設業者選定に係る費用対効果を勘案した上で適当であると考えます。

3 今後のスケジュール（予定）

6月 開発許可（相模原市開発審査会）

入札

工事請負契約の締結

着工

11月末 竣工

12月 開所